提供された卵子と提供を受ける人の卵子の間で細胞質置換(いわゆる卵子の若返り)や核置換が行われ、その結果生じた卵子は、遺伝子の改変につながる可能性があるので、当分の間、不妊治療に用いることはできないこととする。

提供胚の移植

(専門委員会報告書)

胚の提供を受けなければ妊娠できない夫婦が、提供された胚の移植を 受けることができる。(p27)

(検討結果)

「胚の提供を受けなければ妊娠できない」ことの具体的な判定基準につ いては、国として義務的な基準を示さず、は医師の裁量とする。

ただし、実施に当たって医師が考慮すべき基準を国が法律に基づく指針として示す。

提供胚の移植を受けることができる夫婦の考慮すべき医学的基準の具体的な内容としては、男性に精子の提供を受ける医学上の理由があり(P4 部分参照)、かつ女性に卵子の提供を受ける医学上の理由がある(P6「提供卵子による体外受精」における考慮すべき基準を参照)こととする。

医学的な基準以外の、子を安定して養育していけるか、生まれた子に対する真実告知などの基準については、カウンセリングやインフォームド・コンセントで対応するとともに、個別の事例について、公的な第三者の審査を行うこととする

(専門委員会報告書)

ただし、卵子の提供を受けなければ妊娠できない夫婦も、卵子の提供 を受けることが困難な場合には、提供された胚の移植を受けることがで きる。

また、胚の提供を受けなければ妊娠できない夫婦は、胚の提供を受け

ることが困難な場合には、精子・卵子両方の提供によって得られた胚の; 移植を受けることができる。(p27)

(検討結果)

「胚の提供を受ければ妊娠できる夫婦」に対する精子・卵子両方の提供 によって得られた胚の移植は、認めないこととする。

(要検討事項)

「卵子の提供」が困難な場合に、「卵子のシェアリング」(後述)と「兄弟姉妹等からの卵子の提供」(後述)と上記による「胚の提供」をどのような優先順位で適用するか?

「卵子のシェアリング」及び「兄弟姉妹等からの精子・卵子・胚の提供」について検討した後に検討する。

(2) 子宮に移植する胚の数の条件

(専門委員会報告書)

体外受精・胚移植又は提供胚の移植に当たって、1回に子宮に移植する胚の数は、原則として2個、移植する胚や子宮の状況によっては、3個までとする。(p43)

(検討結果)

体外受精・胚移植又は提供胚の移植に当たって、1回に子宮に移植する胚の数は、原則として2個とし、医師の裁量で、移植する胚や子宮の 状況によっては3個までとする。

2 精子・卵子・胚の提供の条件

|(1)精子・卵子・胚を提供できる者の条件

1)提供者の年齢及び自己の子どもの有無

(専門委員会報告書)

精子を提供できる人は、満55歳未満の成人とする。(p29) 卵子を提供できる人は、既に子のいる成人に限り、満35歳未満とする。ただし、自己の体外受精のために採取した卵子の一部を提供する場合には、卵子を提供する人は既に子がいることを要さない。(p29)

2)同一の者からの卵子提供の回数制限

(専門委員会報告書)

同一の人からの卵子の提供は3回までとする。(p29)

3)同一の人から提供された精子・卵子・胚の使用数の制限

(専門委員会報告書)

同一の人からの卵子の提供は3回までとする。(p29)

(検討結果)

卵子提供の回数制限は、採卵の回数を3回までに制限することとする。

4)提供精子の採取、使用に当たっての感染症及び遺伝性疾患の検査

(専門委員会報告書)

AIDの実施に当たっては、提供精子からのHIV等の感染症の危険があることから、そうした事態を未然に防ぐため、提供精子の採取・使

用に当たっては十分な検査等の予防措置が講じられるべきである。(p 2 | 5)

提供精子による体外受精の実施に当たっても、提供精子からのHIV 等の感染症の危険があることから、そうした事態を未然に防ぐため、提 供精子の採取・使用に当たっては十分な検査等の予防措置が講じられる べきである。 (p26)

(検討結果)

感染症に関しては、精子・卵子・胚の提供者について、現在のAIDにおける一般的な検査に準じた検査を行うこととする(血清反応、梅毒、B型肝炎ウィルスS抗原、C型肝炎ウィルス抗体、HIV抗体等について検査を行う。)。

精子・卵子・胚の提供が行われる場合には、提供時及びウィンドウ・ピリオドが終了した後に、上記の感染症についての検査を行い、陰性が確認された提供者の精子・卵子(実際には、夫の精子と受精させた胚)・胚だけを使用できることとする。

遺伝性疾患に関しては、日本産科婦人科学会の会告「非配偶者間人工 授精と精子提供」に関する見解」の4.及びその解説の当該部分に準じ たチェック(問診)を行うこととする。

検査の結果(感染症の検査結果及び遺伝性疾患のチェックの結果)については、提供者に知らせることとする。

(2)精子・卵子・胚の提供に対する対価の条件

(専門委員会報告書)

精子・卵子・胚の提供に係る一切の金銭等の対価を供与すること及び 受領することを禁止する。ただし、実費相当分については、この限りで ない。(p30)

(検討結果)